

第 3 1 号議案

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 6 月 1 6 日提出

中間市長 松下 俊男

中間市介護保険条例の一部を改正する条例

中間市介護保険条例（平成12年中間市条例第18号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第4章 罰則（第14条—第18条）」を「第4章 介護保険運営協議会等（第14条—第18条）」に改める。
「第4章 介護保険運営協議会等（第14条—第18条）」を「第4章 介護保険運営協議会等（第14条—第18条）」に改める。
「第5章 介護保険運営協議会等（第19条—第22条）」を「第5章 罰則（第19条—第23条）」に改める。

第3条第2項中「規則」を「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,674円とする。

第5章を削る。

第18条を第23条とし、第14条から第17条までを5条ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、第3章の次に次の1章を加える。

第4章 介護保険運営協議会等

（介護保険運営協議会の設置）

第14条 介護保険事業計画の進行管理等を行うため、中間市介護保険運営協議会を設置し、委員の定数は、10人以内とする。

（地域包括支援センター運営協議会の設置）

第15条 地域包括支援センターの適切な運営、公正性及び中立性の確保その他円滑かつ適正な運営を図るため、中間市地域包括支援センター運営協議会を設置し、委員の定数は、10人以内とする。

（地域密着型サービス運営委員会の設置）

第16条 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、中間市地域密着型サービス運営委員会を設置し、委員の定数は、10人以内とする。

（高齢者総合保険福祉計画作成検討委員会の設置）

第17条 高齢者総合保健福祉計画の作成に当たり、各専門分野及び被保険者の立場から総合的な意見を聴き、同計画の作成の参考とするため、中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会を設置し、委員の定数は、15人以内とする。

（規則への委任）

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成27年7月1日から施行し、この条例による改正後の中間市介護保険条例第3条の3の規定は、平成27年度分の保険料から適用する。

（中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例の一部改正）

第2条 中間市地域包括支援センターの職員等に係る基準を定める条例（平成26年中間市条

例第31号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第20条」を「第15条」に改める。

(中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例の一部改正)

第3条 中間市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準等に関する条例(平成26年中間市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第15条第1号中「第20条」を「第15条」に改める。

中間市介護保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条）</p> <p>第3章 保険料（第3条—第13条）</p> <p><u>第4章 介護保険運営協議会等（第14条—第18条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第19条—第23条）</u></p> <p>附則</p> <p>（保険料率）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 平成27年度から平成29年度までの令第38条第1項第8号の第3基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく<u>介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第143条の3の規定にかかわらず</u>、3,000,000円とする。</p> <p><u>3 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、34,674円とする。</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条）</p> <p>第3章 保険料（第3条—第13条）</p> <p><u>第4章 罰則（第14条—第18条）</u></p> <p><u>第5章 介護保険運営協議会等（第19条—第22条）</u></p> <p>附則</p> <p>（保険料率）</p> <p>第3条 （略）</p> <p>2 平成27年度から平成29年度までの令第38条第1項第8号の第3基準所得金額は、令第38条第8項の規定に基づく<u>規則第143条の3の規定にかかわらず</u>、3,000,000円とする。</p>

第4章 介護保険運営協議会等

(介護保険運営協議会の設置)

第14条 介護保険事業計画の進行管理等を行うため、中間市介護保険運営協議会を設置し、委員の定数は、10人以内とする。

(地域包括支援センター運営協議会の設置)

第15条 地域包括支援センターの適切な運営、公正性及び中立性の確保その他円滑かつ適正な運営を図るため、中間市地域包括支援センター運営協議会を設置し、委員の定数は、10人以内とする。

(地域密着型サービス運営委員会の設置)

第16条 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、中間市地域密着型サービス運営委員会を設置し、委員の定数は、10人以内とする。

(高齢者総合保険福祉計画作成検討委員会の設置)

第17条 高齢者総合保健福祉計画の作成に当たり、各専門分野及び被保険者の立場から総合的な意見を聴き、同計画の作成の参考とするため、中間市高齢者総合保健福祉計画作成検討委員会を設置し、委員の定数は、15人以内とする。

(規則への委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

2 (略)

第4章 罰則

第14条 (略)

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

2 (略)

第5章 介護保険運営協議会等

(介護保険運営協議会の設置)

第19条 介護保険事業計画の進行管理等を行うため、中間市介護保険運営協議会を設置し、委員の定数は10人以内とする。

(地域包括支援センター運営協議会の設置)

第20条 地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を図るため、中間市地域包括支援センター運営協議会を設置し、委員の定数は10人以内とする。

(地域密着型サービス運営委員会の設置)

第21条 地域密着型サービスの適正な運営を確保するため、中間市地域密着型サービス運営委員会を設置し、委員の定数は10人以内とする。

(規則への委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。